



敷信公民館

自治振興センターとは？

合併後、88の自治振興区が誕生し、「自らの地域は自ら創る」を基本に、自治振興区を中心とした多様な地域づくり活動が、それぞれの地域で展開されています。

今後ますます自治振興区による地域づくり活動は活性化し、地域自治の充実と

地域づくり活動の拠点として

自治振興課

☎0824-73-1209

～庄原地域で自治振興センターがスタート～

庄原地域8つの地区公民館を廃止し、4月から生涯学習・公民館事業を含む地域づくり活動の拠点として自治振興センターがスタートします。

区の地域づくり活動を一元化・総合化することで、地域情報の共有化を図り、自治振興区活動の拠点とします。

自治振興センターでの業務は？

自治振興区は、自治振興センターを拠点に次の業務を行うこととなります。

①地域づくり・住民自治活動の振興
*区費や市からの自治振興区振興交付金などを財源に、

自治振興区活動を実施します。
②生涯学習事業の実施
*公民館事業として実施されてきた生涯学習事業は教育委員会からの事業委託で自治振興区が行います。

③施設の使用など施設管理運営業務
*自治振興区が指定管理者となり、経費は市が負担する指定管理料で賄います。
*施設利用は、従来の公民館と変わりません。お気軽にご利用ください。

移行前	移行後施設名
	指定管理者名
庄原公民館	庄原自治振興センター
	庄原自治振興区
高 公民館	高自治振興センター
	高自治振興区
本村公民館	本村自治振興センター
	本村自治振興区
峰田公民館	峰田自治振興センター
	峰田自治振興区
敷信公民館	敷信自治振興センター
	敷信自治振興区
東 公民館	東自治振興センター
	東自治振興区
山内公民館	山内自治振興センター
	山内自治振興区
北 公民館	北自治振興センター
	北自治振興区

利用ください。

④職員体制の充実

*庄原自治振興区に3人、それ以外の自治振興区に2人の常勤職員が配置され、自治振興センターで勤務します。

*自治振興区が雇用主となり、人件費は市からの特別交付金で賄います。

口和公民館の9分館と上高公民館の3分館を廃止します

自治振興センターに移行しない庄原地域以外の13公民館については、庄原地域8館の移行後の検証を行いながら、従来の方法で公民館事業を引き続き実施します。

また、口和町と高野町に設置していた公民館分館は廃止して、コミュニティセンターや地域集会所として利用していただきます。

問い合わせ

生涯学習課社会教育係

☎0824-73-1188